

『日本教育史資料』所収 「旧松江藩医学校」の記述検討（前編）

— 藩医の登用からみた医学教授山本逸記の評価を中心として —

梶 谷 光 弘

はじめに

日本教育史資料研究会が昭和53年から実施している「日本近世教育の基礎資料に関する総合的研究」のねらいは、『日本教育史資料』の史的価値を認めながらもその史的限界を明らかにしようというものである⁽¹⁾。そして、その研究内容としては、

1. 『日本教育史資料』の成立過程の究明
2. 『日本教育史資料』の分析—藩別、府県別、項目別等による分析
3. 『日本教育史資料』と地方教育史等に収載された藩校関係資料との比較検討
4. 近世日本教育史関係新資料の所在調査と収集

の4つの柱が示されている⁽²⁾。

私は、以前、松江藩について『府県史料（内閣文庫所蔵）』⁽³⁾との比較を試み、『日本教育史資料二』における旧松江藩の記述がそれとほぼ一致していることを突きとめた。しかし、医学関係については、明治3年10月23日の「**医術ノ規則ヲ改メ有禄無禄ノ医人一般へ諭達ス。**（以下省略）」の部分、明治2年9月4日の「**松江横浜町へ仮病院ヲ建設シ管内一般布達スル。左ノ如シ。仮病院大意。**（以下省略）」（記載されている順序に従う）の部分完全に除外されていることから、「『日本教育史資料』は医学に疎い藩校修道館関係者によって書かれ、医学部分については別の資料をもとにして記述されただろう。」と推測するに留まった⁽⁴⁾。その後、医学校関係の史料を求め、島根大学附属図書館、日赤附属図書館、島根県立図書館、松江北高等学校附属図書館などを捜したが、松江藩の漢医学校「存濟館」や「医学校」に関するものは蔵書印がおされた一部の書籍類しか見つけることができなかった⁽⁵⁾。一方、『日本教育史資料二』には「校名、初メ存濟館ト称シ後組織ヲ改メ医学校ト称ス。校舎所在地……。沿革要略、存濟館ハ初メ旧藩主松平治郷不昧ト号ス医学教授漢法ノ為メ山本逸記ヲ聘スル時賜リシ書院ナリ藩士今村佐右衛門元宅地文化三年初メテ存濟館ノ称ヲ得タリ山本逸記行事ニ詳ナリ。……。」⁽⁶⁾、『日本教育史資料五』には「山本逸記……享和二年（1802）、松江藩主松平治郷ニ聘セラレ、優礼ヲ以テ待遇セラル。同四年（1804）二月、遂ニ当藩ニ禄仕シテ式拾人俸ヲ受け、表医師ニ列シ、居宅ヲ賜ハル。因テ之ヲ書院トシ教授ス。……。」⁽⁷⁾という文章が厳然と書かれており、松江藩の医学界は山本逸記がもっとも重要な役割を果たしたような書きぶりである。

ところが、松江藩の「列士録」「同新番組抜取帳」「同断絶帳」「新番組列士録（マイクロ）」、さらに現存する「御給帳」を読むうちに次のことが判明した。

- ① 松平治郷の治世中だけをとってみても、彼が招へいた医者は山本逸記の他に、大阪の林一鳥、京都の畑柳安・柳啓、荻野典葉大允、江戸公儀御医余吾良仙らが出たこと。ただ山本逸記だけがそのまま禄士し、畑柳安と荻野典葉大允の場合は彼らの弟子が代わって松江藩に登用されたこと。
- ② 山本逸記の登用以前にも、それ以降にもたくさんの藩医が出たこと。彼らも自宅で門人教育を行っていたこと。
- ③ 山本逸記の職名は「御医師並」「且又医学教授」であり、「御医師」ではなかったこと。「御医師」となったのは3代目山本泰洵であり、それは「医学教授懸令出精御医師被仰付」という理由からであったこと。
- ④ 「存濟館」という名称は山本逸記の「列士録」には記載がなく、2代目安良、3代目泰洵両人とも「医学館」に関わっていたこと。さらに「存濟館」という名称は「列士録」では天保年間から見られ、「医学館」と併存していたこと。
- ⑤ 存濟館を命名したはずの「典葉」とは荻野典葉大允であろうが、彼が来雲したのは寛政5・9・10年の3度であり、時期的にみて、山本逸記が招へいされる以前であり、命名などできるはずがないこと。その他の「典葉」の来雲もないこと。

そこには松平治郷が山本逸記を優礼待遇した気配はみられず、彼に関する評価が江戸時代当時と『日本教育史資料』の記述では大きく異なっていることに気づいた。とくに『日本教育史資料』の編集命令が「医学学校通則」の発令直後であった理由から、当時主流になっていた近代医学の立場から山本逸記、北尾徳庵、田代嚮平ら3人を過大に評価し、他の藩医はすべて除外し、後世にはあえて伝えなかったのではないか、という仮説が成り立ったのである。

そこで、本稿では藩医登用の側面から松江藩医学界を概観し、そのなかで山本逸記の登用と、当時の山本家の立場を明らかにすることを目的とする。そして、『日本教育史資料』の記述が明治15年(1882)5月27日の「医学学校通則」⁽⁸⁾から明治7年(1874)8月18日の「医制」⁽⁹⁾、さらに江戸時代へとさかのぼり、そうした新政府の新しい考え方にあうようにかいざんされて提出されていたことを証明し、その成立過程について論じていく。その方法としては、これまで使われてきた「旧藩教育沿革史」やその控、草稿、典拠資料、編さん関係行政文書⁽¹⁰⁾ではなく、「列士録」、「御給帳」、さらに地方文書といった傍証資料を利用し、「外延」⁽¹¹⁾からのアプローチを試みたい。

なお、「御給帳」に記載されている藩医がすべて「列士録」等に記載されていないが、「列士録」等を中心にして履歴がわかる者だけを本稿では述べていく。また、紙幅の関係上、その前編のみを掲載する。

I 存濟館・医学校の動き

松江藩の医学史については、『日本教育史資料二』、『同五』によって知ることができ、享和2年(1802)の山本逸記招へいを起点とし、次のようなあらましになる。

〔表1〕 『日本教育史資料』による松江藩の医学史

年号	西暦	できごと
享和2年	1802	山本逸記は松平治郷に優礼待遇される。
同4年	1804	山本逸記は松江藩に禄士し、20人扶持を受け、表医師となる。居宅を賜り、これを書院として教授を始める(北堀町)。
文化3年	1806	藩主より学規11か条を下付される。藩主自筆の篇額および神農像の大軸を下付され、それを掲げる。
天保11年	1840	山本安良の時、通学生の便をはかり北堀町藩士三嶋儀右衛門宅と交換を命ぜられる。書院を学館、門長屋を書生塾とする(=藩立医学校の設立)。
天保12年	1841	館内に文庫を建築し、ここに藩蔵の医書を納める。
元治元～ 慶応3年	1864 ～67	藩費による遊学が始まる。長崎病院4名、大阪病院4名、長崎・大阪病院1名、東京佐藤春海塾1名、大阪花園某塾1名。
時期不詳		修道館学校内に西洋医学世話役田代嚮平1名を置き、原書による教授を始める。生徒中優秀な者には藩費による遊学を認める。
明治2年	1869	(7月19日)仮病院を意宇郡横浜町に設置する。院内に医学所を併設し、院務施行のかたわら西洋学術を研究する。
明治3年	1870	(正月)漢医学校を廃止する。修道館西方に医学(教授)所と病院(=藩立病院・殿町)を設ける。 (正月27日)仏人ワレット、アレキサンドルを招き、医学等の教師とする。 (11月)規模を拡大し、医学校を設けて、病院をその附属とする。また、出雲各郡に支校を置き、郡内医師に医学講習を行う。毎年2回、本校教授を支校に巡回させたり、隔月各支校の教員1名を本校に招集し、さまざまな問題を討議する。教授として田代嚮平、北尾徳庵が活躍する。

(12)

これを見ると7代藩主松平治郷、9代藩主斉貴、そして10代藩主定安の時代しかかわらず、漢医学校「存濟館」の変遷は定かでない。また、本草学で名をはせた山本逸記を招いてスタートした医学教育が西洋医学へと移行していった道のりも容易ではなかったと考えられるが、『日本教育史資料』の内容はなぜか素っけない記述である。

ここで、島根県内に残る行政文書や地域に残る地方文書でその前後の動きを付け加えてみると、医師の免許状、種痘の接種、医学校の教育内容の高度化・専門化など、現代人の我々には非常に理解しやすいものばかりであり、『日本教育史資料』とほぼスムーズにつながるのである。

（明治元年12月）

医師之儀者人之性命ニ關係シ実ニ不容易掛ニ候然□□不学□術之徒猥ニ方策ヲ弄シ性命ヲ誤リ候もの往々不少□々相聞大ニ聖朝仁慈ニ御旨趣ニ相背キ□□以不相□事ニ候。今般医学所御取建ニ相成ニ付□ハ屹度規則ヲ相立学之□□不□術之□拙ヲ篤之試考し、免許是□□上ナラテハ医業ヲ行フ事不相成様被仰度思召候□様府藩県ニ兼□此旨相心得治下医業之徒江改□申聞届、各其覚語を以是學術ヲ研磨可致旨命令有之様、□仰出候事。

(13)

（明治2年4月12日）

天朝被仰出候ニ付、左之通医師中江申渡候。此度別紙之通段。天朝被仰出候□是以後御国中医生入□学勉励可致ハ勿論之事ニ候、成業可□□□より免許状ヲ下シ、然後開業可致候。此旨医行一日深ク体認シ、仁術之□ヲ不可□事。

右之趣為心得相達候、右之通被仰出候。□□得者□郷中医師ともへ御申談可有之候。以上

民政局

(14)

（明治2年9月4日）

二年己巳九月四日、松江横浜町へ仮病院ヲ建設シ、管内一般布達スル。左ノ如シ。

（仮病院大意省略）

(15)

（明治3年4月14日）

四月十四日、今般仏人「ワレット」「アレキサンドル」ノ兩人を雇入ル、事ヲ朝廷ニ請テ許可ヲ得、本日来着ス。語学医学及ヒ砲兵等ノ教場ヲ開キ士卒ノ内ヲ撰ヒ、入寮或通学ヲ命シテ伝習ヲ受ケシム。

(16)

（明治3年9月7日）

藩制綱領により、新たなメンバーが決定する。(17)

（明治3年10月23日）

十月二十三日医術ノ規則ヲ改メ有禄無禄ノ医人一般へ諭。

一、医ハ活生司命ノ術ニシテ如何ニモ大切ナル者ナリ故ニ学校病院ヲ建設シ人材ヲ教育シテ其術ヲ隆盛ニセントノ趣旨ニ付医業ニ属スル者鍼眼産及ヒ種痘整骨咽喉科ニ至ル迄医

師給医共今般更ニ入門可致事。

一、醫師免許状ノ義ハ規則確定ノ上更ニ可□布達候……。

一、是迄私宅ニ門弟引受致教育候者モ有之候処以来不相成医学ニ志スモノハ医学校へ入門可致 研究……。

一、医学致勉励候トモ一層進歩ノ見込無之者ハ品ニ寄り一代切り転業ヲ許イヘキ事。

一、是迄医籍ノ内本科及ヒ鍼眼産科其外ニモ科名ヲ定メ家業ヲ立候得共以来総テ相止メ何医術ニテモ志次第可致修業事。

一、無給医及ヒ公然医ノ名目ヲ蒙ラサル者モ成業ノ上ハ登庸可致候間、更ニ医学校へ入門只管研究可致追々免許状ヲモ可遣事。

(18)

(明治3年中)

三年庚午、種痘ヲ病院ニ於テ施行スルコトヲ管内ニ布達ス。

種痘ノ儀ハ濟生ノ良法ニ候処、僻陬ノ地ニテハ今以不行届ノ向モ有之趣ニ付府藩県ニ於テ厚ク世話可致旨、太政官ヨリ御達ノ趣モ有之。以来、於病院種痘施行候間、同所へ罷出種方可相受候事。

(19)

(明治4年3月29日)

三月二十九日、昨年以来管内処々ニ郷校及ヒ医学所ヲ建設シテ漸次功ワ成スヲ以テ学校掛学校大教授ト共ニ今日松江ヲ発シテ巡視ス。

(20)

(明治4年10月28日)

学校名目左之通被相改候事。皇漢学校 南学、洋学校 北学、医学校 西学。医学ニ志ス者ハ先ツ南北両学ニ入テ普通課ヲ学ヒ、十六歳ニ至リ西学ニ入ラシム。尤理化ノ二科ハ北学ニ於テシ専門五科ハ西学ニ於テシ七科ノ業ヲ畢ヘテ然ル後医籍ニ上ルコトヲ許ス。

(21)

(明治5年正月4日)

別紙夫々江可相伝候也。

正月四日 元松江県 伝達所。 仁多郡横田町 石原淳斎
仁多郡横田町 石原淳斎 学校中得業生申付候事。但西学

壬申正月四日 元松江県

石原淳斎 在職中為扶助米六石遣候事

壬申正月四日 元松江県

正月六日 又右衛門□

仁多郡馬馳村 千原秀斎 学校中得業生申付候事。但西学

壬申正月四日 元松江県

右同断。

千原秀斎 在職中為扶助米六石遣候事。

壬申正月四日 元松江県

(22)

(明治5年正月20日)

覚

小川権大属、桃文之助、田代嚮平、森城四郎

右学校為取調候廿二日ヨリ別紙ノ順席之如ク巡郷致シ候。尤御用向並休泊等之儀者都合ニ寄追々可申遣候間、此段相心得万々無差閤取扱可申候事。

壬申正月廿日

巡郷順序 秋鹿郡、楯縫郡、出雲郡、神門郡、飯石郡、仁多郡、大原郡、意宇郡、能儀郡、島根郡。

右至急順達可致事。

(23)

(明治5年6月5日)

病院ノ教授助教等ヲ廃シ更ニ院長局長各一人当直 正副アリ 五人護長 種痘ヲ兼ヌ 製剤方各三人ヲ置キ以職員ヲ沙汰簡省ス。

病院ハ旧松江藩ノ創立スル所ニシテ島根郡殿町ニアリ。明治三年庚午十一月更ニ医学校四年十月西学ト改称ス ヲ創メ修道館ニ属シ、病院ヲ以同校ニ隸シ教授助教院長等ノ職ヲ置キ、以医学研究及撰生治療ノコトヲ管セシメシカ島根県建テ修道館ヲ廃ス。而テ病院猶旧ニ仍レリ。

(24)

(明治7年2月)

神門郡ノ医一代土族松亭男西山砂保等医院ヲ郡内荻原村ニ創立センコトヲ請フ。而メ其独立ヲ許サス。松江両医院ノ内ヘ合社スヘキヲ令ス。服セス。再書ヲ出シ、固ク請之。因テ庁旨ヲ示シ懇ニ之ヲ諭ス。終ニ服従シテ苧町病院ニ入社ス。

(25)

(明治7年7月28日)

苧町病院ヨリ天然痘略論、麻疹ノ心得方、牛病伝染預防法、同肺□衝篇ノ四種ヲ編製シテ

出之。先是天痘麻疹流行シ、且往々牛疫発動スルヲ以テ、苧町医員坪内春同等ニ命シ各病ノ起因治方等ヲ詳明シ、之ヲ書に著サシム。至是書成而之ヲ出ス。

(26)

しかし、平安末期から明治初期までは「貴族政治の没落、令制の衰微とともに「医疾令」による医療制度も崩壊し、医師は能力さえあれば何人も自由になることができた」⁽²⁷⁾時代である。近世の時代において、呪術、食物の禁忌をはじめ薬の調合や鍼灸などの医療行為を行っていた医療担当者は、現在われわれが日頃世話になっているような医者ではなく、修験者、上層農民、医師らの、当時「わざ師」と呼ばれた人々だったのである。だから、当時の医学は現代の医学分野だけでなく、植物学・化学・食物学などあらゆるものを含みこんだ学問であり、その研究は医学博士川喜田愛郎氏が言うようにブラックホールの見方をしていくべきである⁽²⁸⁾と私も考えている。

幕末以降、彼らに強い規制が加わり、医者との立場が確立されていったことは上表や明治以降の文書から判断しても明らかである。これは、おそらく元治元年(1864)からの藩費による遊学と、慶応3年(1867)に彼らを帰国させたのが直接の転機であろうが、その背景には近世において医業の拡大、なかでも幕府でのオランダ医学流入の影響が強かったと考えられる。

〔表2〕 幕末における幕府の医療制度の動き

年 号	西 暦	で き ごと
安政4年	1857	江戸の蘭医竹内玄同、戸塚静海、伊東玄朴、入沢貞意、石井宗謙、箕作阮甫、高須松亭、大槻俊斎、坪井信良、川本幸民、手塚良庵ら83人が種痘館を神田御玉ヶ池に建て、一方で種痘を行う。 幕府はポンペを雇い入れ、松本良順、戸塚静海、土生其豊、竹内玄庵、佐藤道碩、松本□三郎、池田謙斎らを学ばせる。
安政5年	1858	幕府は江戸に神田御玉ヶ池の種痘館を官立のものとした(東京帝国大学医学部) ポンペは幕府へ要請し、長崎に養生所を設置する。 養生所および医学所の開校式が行われる。松本良順が頭取、ポンペが内科外科の教頭に任じられた。
万延元年	1860	種痘館は種痘所と改称した。
文久元年	1861	種痘所は西洋医学所と改称し、教授、解剖、種痘の3科が置かれた。
文久2年	1862	ポンペが帰国して、ボードウィンに交代する。
文久3年	1863	西洋医学所は医学所と改称した。
慶応元年	1865	医学所において和蘭の学科課程に準じ、理化学、解剖学、生理学、病理学、薬剤学、内科学、外科学の7科を設ける。
慶応2年	1866	精得館においてマンスフェルトがボードウィンに代わって教師となる。

(29)

さて、〔表1〕は松江藩の動き、〔表2〕は幕府のものであるが、これらを重ねあわせても不自然ではない。しかし、これこそが不自然なのであるが、両者とも「明治10年代後半期の目でみた」⁽³⁰⁾ 旧幕・旧藩の医制・医学校であるからこうなのである。

明治になり、たとえば松江藩における明治4年(1871)5月4日の修道館学則⁽³¹⁾をみると、松江藩出身の入江文郎が文部省にいた関係からか、修道館北学(洋学)の「一等」から「四等」までのカリキュラムが、明治3年(1870)閏10月に制定された大学南校(洋学)の学則とまったく同じで⁽³²⁾、いち早く政府の動きに連動していた。そうした流れで江戸時代の松江藩の医学界を推測すると、誤解が生じるのである。

つまり、幕末から明治にかけて、さらには現代の動きと一致する『日本教育史資料』所収「旧松江藩」の医学関係の記述をすぐさま首肯すると、当時の医学界の様子は理解できないのである。明治16年当時の医学状況から判断して、医書教授のため京都から招いた山本逸記を松江藩医学の起点とし、田代嚮平と北尾徳庵が尽力した医学校創設を近代医学への第一歩としてつなげてしまったのである⁽³³⁾。そして、儒官の10倍以上の人数の藩医を擁しながら⁽³⁴⁾、『日本教育史資料』の医学関係の記述は前者に比べ6分の1ほどの記述にとどめ、山本逸記ら3名以外の100名近くに及ぶ藩医はすべて抹消したのである。

Ⅱ 松江藩医の職名

これまで管見した限りでは、松江藩の「御給帳」には次のものが存在し、その所蔵図書館は次の通りである。

〔表3〕 現存する御給帳とその所蔵図書館・典拠

藩主	治世期間	御給帳名とその所蔵図書館・典拠
堀尾吉晴	1600 - 01	○堀尾帯刀先生吉晴公給帳(島根大学附属図書館桑原文庫*以下「桑原文庫」と記す)
堀尾忠氏	1601 - 04	未見
堀尾忠晴	1604 - 34	○出雲隠岐両国堀尾家給張但寛永十癸酉年改(桑原文庫並びに島根県立図書館*以下「県図」と記す) ○堀尾忠晴給帳寛永年間(『新修島根県史史料篇二』所収)
京極忠高	1634 - 38	○京極殿給帳(県図) ○雲隠両侯京極家給帳(桑原文庫) ○京極忠高給帳寛永年間(『新修島根県史史料篇二』所収)

松平直政	1638 - 66	<ul style="list-style-type: none"> ○従四位少将元祖直政公御給帳高真院様 寛永十六乙卯年改 (県図) ○御元祖直政公御給帳 明暦二三年頃 (県図) ○松平家家譜並御給帳写 (「元祖直政公大坂陣御供之面々」を含む) ○松平直政給帳 寛永十五明暦元年 (『新修島根県史史料篇二』所収* 松平家家譜御給帳写と同じ) ○直政公御代御給帳上下 (桑原文庫)
松平綱隆	1666 - 75	<ul style="list-style-type: none"> ○従四位侍従御二世綱隆公御給帳 宝山院様寛永二三年頃 (県図) ○松平家家譜並御給帳写 (寛永九酉十一月より貞享丑年迄之御給帳写と相見る) (県図) ○第二代綱隆公御代御給帳 (桑原文庫)
松平綱近	1675 - 1704	<ul style="list-style-type: none"> ○従四位侍従御三世綱近公御給帳隆元様延宝始頃 (県図) ○松平家家譜並御給帳写 (本書に元禄九子十一月より同十三辰年七月迄之内と有) (県図) ○第三代綱近公御代御給帳 (桑原文庫)
松平吉透	1704 - 05	<ul style="list-style-type: none"> ○従四位侍従御四世吉透様御給帳 源林院様宝永元年 (県図)
松平宣維	1705 - 31	<ul style="list-style-type: none"> ○従四位少将御五世宣維様御給帳善隆院様 正徳四五年頃 (県図) ○五代宣維公御代御給帳 (桑原文庫) ○松平家家譜並御給帳写 (県図)
松平宗衍	1731 - 67	<ul style="list-style-type: none"> ○従四位少将御六世宗衍様御給帳 天隆院様 元文三四年頃 (県図) ○宗衍公御代御給帳 (桑原文庫) ○松平家家譜並御給帳写 (県図)
松平治郷	1767 - 1806	<ul style="list-style-type: none"> ○従四位少将御七世治郷様御給帳 大圓庵様明和七庚寅年改 (県図) ○第七代治郷公御代御給帳 (桑原文庫) ○松平家家譜並御給帳写 (寛政十二申年御給帳と有) (県図)
松平齐恒	1806 - 22	<ul style="list-style-type: none"> ○従四位侍従御八世齐恒公御給帳月潭院様 文政四辛巳年改 (県図)
松平齐貴	1822 - 53	<ul style="list-style-type: none"> ○松江藩給帳 文政七~十年 (県図) ○御給帳写し 嘉永五壬子春二月 (出雲市立図書館) ○松平家家譜並御給帳写 嘉永六癸丑年正月改之御給帳 (県図)
松平定安	1853 - 70	<ul style="list-style-type: none"> ○雲藩職制 安政二乙卯十一月六日改 ○松平家家譜並御給帳 文久元酉年御給帳 (県図)

松江藩の「御給帳」は堀尾氏2代藩主忠氏だけを除き、すべての時代のものが残っており、江戸期のはほぼ全容が判明する。

そこで、各治世の「御給帳」から藩医がどんな職名でいたかを調べると次のようになる。

〔表4〕「御給帳」からみた松江藩医の職分（ただし維新前に限る）

藩 主	藩 医 の 職 名
堀尾吉晴	職名の記載なし
堀尾忠氏	「御給帳」未見
堀尾忠晴	医師
京極忠高	職名の記載なし
松平直政	医師
松平綱隆	医師
松平綱近	医師
松平吉透	医師・江戸医師
松平宣雄	医師・町医・江戸定詰医師
松平宗衍	医師・江戸定詰医師
松平治郷	側医・側医格・医師・町医・医師（注、人名からみると江戸詰）
松平齊恒	側医・側医格・医師・町医・江戸定詰医師
松平齊貴	側医・側医格・医師・町医・江戸定詰医師
松平定安	側医・側医格・医師・江戸定詰・新番医師・町医

(35)

これをみると、堀尾氏と京極氏のころははっきりしないが、松平氏10代の間は次の3つの段階にわけることができる。

〔表5〕 藩医の職名からみた松江藩医学史3段階

段 階	期 間	特 徴
第1段階	初代直政から3代綱近まで	医師のみ1種類である
第2段階	4代吉透から6代宗衍まで	江戸藩邸と松江表との2種類にわけている
第3段階	7代治郷から10代定安まで	側医から江戸定詰医師までの5種類に細分化し、さらに「町医」まで記載している ⁽³⁶⁾

藩医の職名が細かく分けられたのは7代藩主治郷のころであり、基本的には「松江表での登用」と「江戸藩邸での登用」の2つであっただろう。さらに細かく分けるとすれば、次のようになる。

〔表6〕 藩医登用の分類

A 松江表での登用	1：藩主が転封と共に連れてきた藩医	B 江戸藩邸での登用
	2：藩主自らに抜擢された藩医	
	3：松江藩への禄仕後登用された藩医	
	4：医学教授のために登用された藩医 ⁽³⁷⁾	

「藩主が転封と共に連れてきた藩医」にしる、山本逸記が招かれた「医学教授のために登用された藩医」にしる、藩医登用の側面からすれば例外の範ちゅうにはいるのである。

Ⅲ 藩医の登用方法と藩医名

前述の分類にそって、『日本教育史資料』に記述されていない藩医を取り上げ、松江藩医学史の空白部分を埋めていく。

1. 藩主が転封と共に連れてきた藩医

医者は人間の病気を治すことと健康の維持を目的とするため、医療行為を施す対象が必要である。その対象が藩主の場合がこれであり、権力の増大とともにいい医者を召し抱えていたことは、徳川家が朝廷⁽³⁸⁾や京都の医師⁽³⁹⁾、さらに諸国大名が召し抱えていた医師⁽⁴⁰⁾を引き抜いていたことでもわかる。

松江藩でいえば、堀尾家3代藩主忠晴の時、ただ一人「医師立入寿斎」の名前が見られるが⁽⁴¹⁾、彼がどういう登用だったかについては不明である。ついでやってきた京極氏の藩医は「御給帳」に

記載がなく、これまた不明である⁽⁴²⁾。現在わかるのは松平家初代藩主直政が連れてきた藩医である。まず一人は越前福井(居)で召され、大坂の陣にも医者として出陣し⁽⁴³⁾、そのまま松江へやってきた岡本瑞庵であった。そして、もう一人は、寛永年中(1624～)に信濃松本で召し抱えられた後、松江へやってきた高木三益であった。

元祖岡本瑞庵。本国、生国共参河。慶長六辛丑年(1601)月日不知。於越前福居直政様江為御医師被召出之。

元祖高木三益。本国信濃、生国不知。寛永年中年月日不知。於信濃松本直政様江為御医師被召出之。新知百石被下之。

(44)

この2人は松平直政が松江に転封される以前からの藩医であり、寛永15年(1638)4月の直政の松江入部とともにやってきて、そのまま城下に住みついた⁽⁴⁵⁾。兩人とも職名は「御医師」であり、岡本瑞庵は禄高「二百石」「御加増百五拾石」「都合三百五拾石」、高木三益は「百石」であった。

〔表7〕 藩主が転封と共に連れてきた藩医

藩主	藩医名	登用地・扶持米・職名・出身・登用年
堀尾	不明	
京極	不明	
松平	岡本瑞庵 高木三益	越前福井・350石・御医師・参河・慶長6年 信濃松本・100石・御医師・信濃・寛永年中

2. 松江表での登用

(1) 藩主自らに抜擢された藩医

松平直政は寛永15年(1638)に入国したが、早速、元祖熊谷玄三を200石で登用、続いて高橋古庵、田代更幽、荻部玄古、長谷川慶三、久城宗立、吉見玄益らを、岡本瑞庵や高木三益と同格の「御医師」で抜擢した。禄高は田代更幽が200石(後100石加増)取り、久城宗立が300石取りであり、兩人ともよほどの人物であったと思われる。

元祖熊谷玄三。本国不知、生国出雲。寛永十五戊寅年（1638）月日不知。於出雲直政様江為御医師被召出之。新知貳百石被下之。

元祖高橋古庵。本国近江、生国因幡。寛永十六巳卯年（1639）月日不相知。於出雲直政様江為御鍼医被召出、十五石四人扶持被下。

元祖田代更幽。本国下野、生国越前。寛永十八辛巳年（1641）月日不知。於出雲直政様江為御医師被召出之。新知貳百石被下之。其後御加増百石被下之。

元祖萑部玄古。本国、生国共摂津。承応三甲午年（1654）月日不知、於出雲直政様江為御外料被召出、二拾石五人扶持被下。

元祖長谷川慶三。本国不知、生国出雲。明暦三丁酉年（1657）月日不知、於出雲直政様江為御医師被召出之。十人扶持被下之。

元祖久城宗立。本国不知、生国山城。於出雲直政様江為御医師被召出之。新知三百石＝二十人扶持被下。年号月日不知。

元祖吉見玄益。本国、生国共出雲。寛文五乙巳年（1665）月日不知。於出雲直政様江為御鍼医被召出之、米三十表被下之。

(46)

「列士録」をみると鍼医と外科(科)ははっきりと記載されているが、その他の専門分野については記載されていない。禄高が高い熊谷玄三・田代更幽・長谷川慶三・久城宗立らはおそらく藩主の脈を診たり、薬を調合して差し上げた本道(＝内科)であったにちがいない。

江戸時代を通じて西洋からおくれた医学の分野に眼科があるといわれるが、この分野では元祖堀江伯が、元禄15年(1702)、3代藩主綱近に召しだされ、以後2代目文達、3代目弘伯とその一族でとり仕切っていた。

元祖堀江伯。本国近江、生国出雲。元禄十五壬午年(1702)十一月十一日、綱近様御眼病御療治被仰付、金十両被下之。……(中略)……。

三代目堀弘伯。……宝暦十二壬午年(1762)閏四月五日、兼而鍼術を茂令修練之段達御聴、向後眼科鍼術兼勤可仕旨被仰付。

(47)

藩医がこうした最新の医術をどこで、だれに授かったかは不明である。しかし、門外不出で一子相伝または口外でしか伝えなかった当時の医家の伝統から考えると、彼らは早くから出身地に近い京坂や江戸、または松江藩内から遊学して相当な医者について学んでいたのだろう。

こうして松江表で藩主自らに登用された藩医は次の通りである。

〔表8〕 藩主によって松江表で召された藩医

藩主	藩医名	職名・扶持米・分野・出身・登用年
直政	久城宗立	御医師・300石20人扶持・山城・不明
	熊谷玄三	御医師・200石・出雲・寛永15年
	高橋古庵	御鍼医・15石4人扶持・本国近江生国因幡・寛永16年
	田代更幽	御医師・200石・本国下野生国越前・寛永18年
	荻部玄古	御外科・20石5人扶持・摂津・承慶3年
	長谷川慶三 吉見玄益	御医師・10人扶持・生国出雲・明暦3年 御鍼医・米30表・出雲・寛文5年
綱隆	なし	
綱近	中沢宗甫	御外科・米100俵・出雲・延宝5年
	秋庭瑞斎	不明・10人扶持・生国出雲・貞享4年
	三沢印斎	御医師並・10人扶持・生国出雲・貞享4年
	景山寿慶	御外科・20石5人扶持・出雲・元禄8年
	大西忠庵	不明・10人扶持・生国播磨・元禄9年
	吉見玄貞	御鍼医・20石5人扶持・出雲・元禄11年（分家）
	中川了庵	御医師・10人扶持・因幡・元禄15年
	堀江伯	眼病・金10両・本国近江生国出雲・元禄15年
	太田了仙	針術・不明・不明・元禄16年
	千酌寿貞	小坊主・不明・出雲・元禄3年（後に鍼医となる）
吉透	なし	
宣維	祖田昌益	御鍼医・10人扶持・出雲・享保6年
	杉山元伯	御外科・20石5人扶持・肥前・正徳2年
宗衍	栗原印庵	御医師・53石・出雲・宝暦9年
治郷	田代元閑	御医師並・10人扶持・本国下野生国伯耆・明和7年（分家）
	足高文碩	御医師・20人扶持・京都畑柳安門人・大和・安永6年
	高橋尚迪	御医師同格・荻野典葉大允代御匙・30人扶持・肥前・寛政9年
	山本逸記	御医師並・医学教授・20人扶持・山城・享和3年
齊恒	なし	
齊貴	なし	
定安	なし	

(48)

藩主は、参勤交代途中はもちろん江戸・京都藩邸でそうした有名な医者についての情報を集めさせ、彼らを見いだしては藩へ招き、その医学知識や医術を披露させ、優れていればそのまま抜擢・登用したにちがいない。歴代の藩主のなかでは、初代直政、3代綱近、7代治郷がその点ではもっとも熱心な藩主だった。

ここで、松江藩へ招かれてやってきた医者を見ると、古くは永禄9年(1566)、毛利元就氏の招きに応じた曲直瀬道三がいた⁽⁴⁹⁾。さらに「列士録」などから来雲した医者や僧侶を一覧してみると次のようになる。

〔表9〕 藩主別にみた来雲した医師・僧侶

藩 主	来雲した医師・僧侶（時期）
初代 松平直政	なし
2代 松平綱隆	なし
3代 松平綱近	なし
4代 松平吉透	なし
5代 松平宣維	遊行上人（時宗：正徳4年） 京都医師生駒玄竹（享保5年）
6代 松平宗衍	遊行上人（時宗：享保16年・延享2年）
7代 松平治郷	遊行上人（時宗：安永2年・寛政6年） 京都畑柳安（安永5年5月・10月） 大坂林一鳥（安永5年5月） 荻野典葉大允（寛政5年・9年・10年） 京都畑柳啓（寛政8年・9年） 公儀御医余吾良仙（寛政9年）
8代 松平齐恒	遊行上人（時宗：文化12年） 京都御医師（文化15年）
9代 松平齐貴	遊行上人（時宗：文政7年） 公儀御医師多紀安琢（嘉永6年）
10代 松平定安	なし

(50)

これを見ても7代藩主治郷は交友関係が広く、医学に対して進取な考え方を持っていたことが知れよう。

〔表8〕と〔表9〕の接点は、〔表8〕の足高文碩と高橋尚迪が〔表9〕の京都畑柳安と荻野典葉大允のそれぞれの弟子であったことである。畑柳安とは次のような経歴をもつ人物であった。

〔表10〕 畑柳安の略年表

年 月	西 暦	で き ご と
享保6年2月	1721	生まれる
延享2年10月	1745	法橋となる
宝暦7年12月	1757	法眼となる
明和4年8月	1767	侍医となる
安永5年5月	1776	松平治郷に招かれ、来雲する
10月		松平治郷に招かれ、再び来雲する
12月		弟子足高文碩が松江藩家中の治療を行う
安永6年6月	1777	弟子足高文碩が松江藩へ召される
天明2年11月	1782	京都西近衛街に医学院を建てる
天明7年正月	1787	尚葉奉御、法印に叙せられ、医学院の号を賜る
天明8年	1788	京都の大火により医学院が焼却する
寛政8年11月	1796	畑柳啓が来雲する
寛政9年3月	1797	畑柳啓が再び来雲する
文化元年5月	1804	卒する

(51)

7代藩主治郷は畑柳安に病気を診てもらおうため⁽⁵²⁾、安永5年(1776)の5月と10月の2度にわたって彼を松江へ招いた⁽⁵³⁾。その時、柳安本人を松江藩へ迎えようと懇願したが叶わず⁽⁵⁴⁾、彼の弟子の一人を迎えることにし、柳安に依頼した。すると2～3,000人とも言われた弟子⁽⁵⁵⁾から足高文碩が選ばれ、その12月に松江へやってきて藩士の治療を開始した。

元祖足高文碩、本国、生国共大和。安永六丁酉年(1777)六月廿二日、為御医師被召出三十人扶持被下之。就医術之儀京都畑柳安江弟子之中一人可差出旨被仰付。安永五丙申年(1776)十二月十八日、出雲江罷越御賜等ニ而被差置御家中療治勤之。

(56)

足高文碩を登用した後、医学院は大火のため焼却し、畑家の勢力は衰えたと言われるが、寛政8年(1796)と翌9年(1797)には畑柳啓を招いており⁽⁵⁷⁾、藩主治郷が畑家の医術にいかにか大きな信頼を寄せていたことがわかる。

一方、高橋尚迪は元はと言えば、寛政5年(1793)5月、治郷の病気を診るために京都から招かれた荻野典葉大允に同行した医者であった。しかし、1カ月半ほどして荻野が帰京したため、

代わって尚迪が治郷に薬を調合することを命ぜられ、そのまま30人扶持で召し抱えられた。

元祖高橋尚迪。本国、生国共肥前。寛政九丁巳年(1797)五月十二日、於御国御容体ニ付而荻野典薬大允被招呼ニ付致同道、同十九日参着。翌廿日御診被仰付、同七月八日此度典薬大允被差返ニ付代御匙被仰付、同十月廿八日御参府付而江戸表江被召連続而御薬調上仕様被仰付、以来三拾人扶持、年々被下置旨被仰渡之。猶又御匙被仰付、御側医同様可相勤由被仰出。

(58)

『日本教育史資料五』には「文化三年(1806)、藩主学規十一条ヲ下付シ、次テ典薬某ヲシテ存济館ト書スル⁽⁶⁰⁾」とあるが、荻野典薬大允は、寛政5年(1793)、9年(1797)、10年(1798)に3度招かれた⁽⁶⁰⁾だけで、存济館が創設された文化年間にはやってきていない。「三十人扶持」「御側医格」の高橋尚迪が、「二十人扶持」「御医師並」の山本逸記へ荻野典薬大允の書を届けたのだろうか。「典薬某」が高橋尚迪とも考えられないし、ほかの「典薬」もやってきてはいない。さて、高橋尚迪は、来雲した年にさっそく「御側医同格」、10年ほどで「側医」になり、とんとん拍子で出世した。

寛政十二庚申年(1800)月日不知。御加扶持五人扶持被下之。文化四丁卯年(1807)三月十日、被召抱百八拾石被下之。同日、御両殿御側医被仰付。

(61)

このように藩主は自分の生命に関わるため、いい医者をもとめて自分の近くに置きたかったのである。そのために藩内はもちろん至る地域から、可能な限り優れた医者を強引とも思えるようにして招き、登用が決まれば「二十人扶持」「三十人扶持」、さらには「御医師」「側医格」といった職名まで与えていたのである。同時に、彼らのもとには医学を学んで医者になろうとする藩医・町医の子弟が出入りしていた。

正徳五乙未年(1715)九月十六日、如奉願弟子町医佐伯寿三聳養子被仰付。

嘉永元戊申年(1848)十二月廿六日、年来相勤其上门弟教導行届趣付而增加米廿表被下之。

嘉永五壬子年(1852)五月廿日、本道家業之処兼而吉見俊倫江入門、鍼術を茂心懸罷在間、此以後相兼度由如奉願被仰付。

(62)

以上のようにしてみると、山本逸記より優遇されていた藩医としては久城宗立、熊谷玄三、田代更幽、足高文碩、高橋尚迪らがいた。彼らの名前は『日本教育史資料』には記載されてもおおかしくはなく、とくに後者の2人は藩主が礼をつくして登用した人物であったにもかかわらず、そ

ここではまったく触れられていないのである。

(2) 松江藩への禄仕後登用された藩医

これは「御目見医師」や「御仕立所御用」となって家中藩士の治療を行った後「新番組江組入（取立）」「御医師」となり、「拾人扶持」を与えられた場合である。この形でもっとも早いのは安永2年(1773)に「御鍼医」となった渡部淳庵であり、もっとも遅いのは慶応元年(1865)に「御医師」となった多久和潤益であった。

元祖渡部淳庵。本国、生国共出雲。安永二癸巳年(1773)十二月廿三日、御家中病用出精仕付而御鍼医被仰付、拾人扶持被下之。

多久和潤益、本国生国共出雲。慶応元乙丑年(1865)九月十八日、御家中療治令出精ニ付而被召出拾人扶持被下之。新番組江組入、御医師被仰付。御子様方附被仰付。

(63)

彼らが藩へ出入りした期間をみると、渡部淳庵の場合は父祐碩の「享保十三戊申年(1728)八月四日、御仕立所御用被仰付⁽⁶⁴⁾」以来45年間、多久和潤益の場合は、彼自身の「嘉永四辛亥年(1851)二月二日、御目見被仰付⁽⁶⁵⁾」以来14年間であった。

両者間の92年間に同じような登用のされかたをした医師は次の通りである。

〔表1〕 松江藩への禄仕後登用された藩医

	登用年と医師名（御目見医師や御仕立所御用となった時期）
直政	なし
綱隆	なし
綱近	なし
吉透	なし
宣維	なし
宗衍	なし

松 平 治 郷	<p>安永2年(1773) 渡部淳庵(父祐碩・享保13年)</p> <p>安永2年(1773) 原養庵(明和3年(1766) 御目見医師)</p> <p>寛政4年(1792) 佐々木松庵(安永2年(1773) 御目見医師)</p> <p>寛政7年(1795) 高橋櫛庵(天明3年(1783) 御目見医師)</p> <p>享和元年(1801) 天野文庵(安永8年(1779) 御目見医師)</p> <p>文化2年(1805) 清水道仙(曾祖父道仙・年号不明御目見医師)</p> <p>文化2年(1805) 坂根春沢(祖父幸悦・宝暦3年(1753) 御目見医師)</p> <p>文化2年(1805) 引野玄民(寛政3年(1791) 御目見医師)</p>
齐 恒	<p>文化8年(1811) 長岡謙丈(文化4年(1807) 御目見医師)</p> <p>文化12年(1815) 吉見玄春(文化11年(1814) 仕立所御用)</p>
松 平 齐 貴	<p>文政8年(1825) 池田元恵(父立德・天明3年(1783) 御目見医師)</p> <p>文政11年(1828) 伊藤杏意(祖父弘安・明和3年(1766) 御目見医師)</p> <p>文政13年(1830) 米田杏珉(文化15年(1818) 御目見医師)</p> <p>嘉永元年(1848) 福田同民(文政8年(1825) 御目見医師)</p> <p>文政9年(1826) 三上玄周(文化14年(1817) 御目見医師)</p> <p>天保4年(1833) 入江元範(文政6年(1823) 御目見医師)</p> <p>天保6年(1835) 和田田和(寛政8年(1796) 御目見医師)</p> <p>天保10年(1839) 石井良益(文政12年(1829) 仕立所御用・文政13年(1830) 御目見医師)</p> <p>天保14年(1843) 入江祐三(父祐三・年号不明・御目見医師)</p> <p>弘化2年(1845) 石田玄策(文政8年(1825) 御目見医師)</p> <p>弘化4年(1847) 奥田松斎(天保7年(1836) 御目見医師)</p> <p>弘化4年(1847) 松村徳潤(文政13年(1830) 御目見医師)</p> <p>弘化4年(1847) 芦田柳庵(父瑞悦・享和2年(1802) 御目見医師)</p> <p>嘉永2年(1849) 長岡岱静(天保13年(1842) 御目見医師)</p> <p>嘉永2年(1849) 山口伝山(天保10年(1839) 仕立所御用・天保11年(1840) 御目見医師)</p> <p>嘉永5年(1852) 伊達貞民(祖父全益・年号不明仕立所御用・父全益・年号不明・御目見医師)</p> <p>嘉永5年(1852) 建田瑞策(祖父圓庵・年号不明御目見医師)</p> <p>嘉永5年(1852) 高城瑞珉(天保2年(1831) 御目見医師)</p>
松 平 定	<p>嘉永7年(1854) 高橋南洋(天保14年(1843) 御目見医師)</p> <p>嘉永7年(1854) 星野瑞謙(文政10年(1827) 御目見医師)</p> <p>安政5年(1858) 梅 道竹(祖父道竹・年号不明御目見医師)</p> <p>安政5年(1858) 井上玄渚(嘉永元年(1848) 御目見医師)</p> <p>安政6年(1859) 福嶋建中(嘉永5年(1852) 御目見医師)</p> <p>万延元年(1860) 井川同察(父元東・天保8年(1837) 御目見医師)</p> <p>文久元年(1861) 安立瑞察(天保9年(1833) 御目見医師)</p> <p>文久2年(1862) 錦織春象(父尚郡・天保14年(1843) 御目見医師)</p> <p>文久3年(1863) 吉本玄琳(嘉永5年(1852) 御目見医師)</p> <p>文久3年(1863) 飯塚見的(嘉永4年(1851) 御目見医師)</p>

安	文久3年(1863) 村井春杏(嘉永3年(1850) 御目見医師) 文久3年(1863) 牧内春齡(弘化4年(1847) 御目見医師) 元治元年(1864) 飯塚利庵(嘉永5年(1852) 御目見医師) 慶応元年(1865) 多久和潤益(嘉永4年(1851) 御目見医師)	(66)
---	---	------

彼ら42人と同じように「家中療治」を行っているが、「列士録」の記述をみると若干異なったものもある。

〔表12〕「家中療治」を行い、取りあげられた医師

医師名	列 士 録 の 記 述
元祖 熊谷如泉	祖父元通・享保九甲辰年(1724) 御仕立所御用被仰付。 父 元通・元文四巳未年(1738) 御仕立所御用出精仕且御家中を茂徘徊仕付而五人扶持被下之。 元祖如泉・明和二乙酉(1765) 家業宜敷付而御取立、御鍼医被仰付五拾三石被下之。 江戸御留守詰被仰付。
元祖 北尾徳庵	宝暦七丁丑年(1757) 七月廿六日、兼而家業出精仕付被召出拾三石被下之。 宝暦十庚辰年(1760) 七月十一日、高木佐五左衛門干時当職於道中病氣付而山州伏見江可罷越旨被仰付。 明和二乙酉年(1765) 四月廿六日、家業宜敷付而御医師被仰付五拾三石被下之。江戸御留守詰被仰付。
元祖 馬嶋眼智	文化十癸酉年(1813) 五人扶持被下候。松江住居被仰付。 文政九乙酉年(1826) 此度御国目附衆被相越付而御逗留中御用懸り被仰付 天保六乙未年(1835) 御家中療治就令出精被召出、拾人扶持被下之。新番組江組入御医師被仰付。
元祖 金津春逸	文化十三丙子年(1816) 二条殿雜掌市川蔵人逗留中病用被仰付。 文政三庚辰年(1820) 石州御代官大草太郎馬殿御手代森喜三郎逗留中病氣二付而療治被仰付。 同八乙酉年(1825) 遊行上人逗留中詰被仰付処精出(ママ) 相勤付而御目録被下之。 同十二月廿三日来年頭御目見被仰付。 嘉永三庚戌年(1850) 御家中病用令出精二付被召出、拾人扶持被下之。新番組江組入、御医師二被仰付。
7代目 貞庵悻 杉節庵	嘉永四辛亥年(1851) 御次泊番御雇被仰付。 安政元甲寅年(1854) 御家中病用就令出精為御褒美御拾一被下之。 同三丙辰年(1856) 被召出五人扶持被下之。御子様方附被仰付。 同五戊午年(1858) 当春江戸勤番被仰付、御内用二差添可令出立旨被仰渡之。同拾人扶持被成下御側医格仰付。御隠居様御用茂兼可相勤旨被仰渡之。

実八代目 高畑喜助 弟堀三英	安政二乙卯年(1855) 御次泊番御雇被仰付。 文久元年辛酉年(1861) 被召出五人扶持被下之。幸姫様御附被仰付。同惠之丞様之方兼勤務被仰付。 同二壬戌年(1862) 此度御誕生様之方兼勤被仰付。 同三癸亥年(1863) 御側医格被仰付。
七代目 吉見玄益 嫡子 吉見俊倫	安政六己未年(1859) 御次泊番御雇被仰付。 文久元辛酉年(1861) 被召出五人扶持被下之。幸姫様御附被仰付。 同年惠之丞様之方兼勤務被仰付。 同二壬戌年(1862) 此度御誕生様之方兼勤被仰付。 同三癸亥年(1863) 御側医格被仰付。
実町医師 上杉玄亭 悱 松村寛裕	安政元甲寅年(1854) 御家中病用懸就候ハ、出精為御褒美御給一被下之。 同二乙卯年(1855) 御次泊番御雇被仰付旨於御次被仰渡之。 同五戊午年(1858) 当夏政姫様江戸表江引越之節御供被仰付。 同三月十三日右同断之節御附医師之心得を以可相勤旨被仰渡之。 文久元辛酉年(1861) 被召出五人扶持被下之。幸姫様御附被仰付。 元治元甲子年(1864) 二番手御供御医師被仰付。

(67)

「御目見医師」から「御医師」への昇進理由は「格別」の医術や医学知識を持っていたからである。

四代目 岡谷東伯 本国・生国共出雲 一、文化二乙丑年(1805) 六月十九日、産術格別功者ニ致し覚、此度御誕生之節別而出精付而御取立、拾人扶持被下之。新番組江組入、御医師被仰付、猶又以来賀川家産術随分令出精御用立弟子取立様可懸心旨被仰出。 養父 岡谷東明 生国伯耆 一、從伯州雲州江引越医術相勤之。年号月日不相知。 一、明和六己丑年(1769) 十二月廿七日、医術相勤付御目見医師被仰付。 一、安永五丙申年(1776) 四月二日、医術相勤御家中療治令出精ニ付七人扶持被下之。 一、同九庚子年(1780) 十月九日、於出雲死。 岡谷東伯 一、寛政二庚戌年(1790) 十月日不知、東明嫡子春伯令病死付而養子ニ罷成。 一、享和元辛酉年(1801) 十二月廿三日、医術相勤療治令出精ニ付而御目見医師被仰付。 一、文化二乙丑年(1805) 四月十六日、御仕立所御内用被仰付。(以下省略)

(68)

親戚縁者の影響がみられる杉節庵・吉見俊倫・堀三英ら3名も含め、そうした医師数を表にすると次の通りである。

〔表13〕 藩への禄仕後登用された藩医数

藩主名	治世期間	医師数
初代 松平直政	1638～1666	0人
2代 松平綱隆	1666～1675	0人
3代 松平綱近	1675～1704	0人
4代 松平吉透	1704～1705	0人
5代 松平宣維	1705～1731	0人
6代 松平宗衍	1731～1767	2人
7代 松平治郷	1767～1806	9人
8代 松平斉恒	1806～1822	2人
9代 松平斉貴	1822～1853	20人
10代 松平定安	1853～	18人 (69)

この形は9代藩主斎貴のころをピークにして、江戸後期に集中していることがわかれる。ところが、曾祖父入江玄清が「療治相働懸令出精五人扶持被下候」となったのが享保18年（1733）、続いて祖父柳節も「寛保三癸亥年（1742）正月十一日、療治相働懸令出精五人扶持被下候」となった。そして、父元範も「明和七年庚寅年（1770）正月十一日、御家中病用医術を茂相働懸令出出精七人扶持被下候」となり、とうとう元祖元範が「御目見被仰付」れたのが文政6年（1823）のことであった。藩に出入りするに4代、90年間という長い期間であった。さらに「拾人扶持被下候。新番組組入御外料被仰付⁽⁷⁰⁾」までには10年がかかっており、藩への出入りから新番組組入までにちょうど100年かかっていた。この入江家のように藩へ出入りする医者は18世紀になると徐々に増えていたのである。

さて、「町医」という職名は5代藩主宣維の時からみられ、そのメンバーは次のとおりである。

〔表14〕 「御給帳」にみられる「町医」

主	町 医 名
宣 維	中川了庵・石井幸益・原玄長・大田卜養・佐伯玄淳
宗 衍	記載なし
治 郷	平山印設・山口瑞栄・坂本江雲・原養庵・渡部淳安・坂本養民・長岡道与 (1800) 坂本江雲・天野文庵・清水道仙・渡部祐碩・伊東杏意・引野玄民
斉 恒	(1821) 原文郁・和田田和・池田玄意・口野文後・安立玄設・坂本道益・渡部淳安・伊東杏意・馬嶋眼智
斉 貴	(1824~27) 原文郁・和田田和・安立玄設・坂本道益・渡部淳安・伊東杏意・米田杏眠・馬嶋眼知 (1852) 池田元栄・高城瑞眠・石井良収・星野瑞謙・建田瑞作・林柳斎・坂本江雲・伊達見民・高橋玄仲・梅道竹 (1853) 池田元栄・石井良収・星野瑞謙・林柳斎・井川同察・坂本江雲・高橋玄封・井上玄幸・梅道竹・馬島参省・三嶋養敬
定 安	石井良淳・林柳庵・牧内青齡・森山文忠・飯塚見的・飯塚利庵・建田円琳・村井春杏・中島見伯・福島善慶・布野雲平・西山松亭・吉本玄琳・山本由巳・伊達貞立・多久和潤益・船越玄仁・吉岡儒貞・三谷玄仙・井上玄栄・三島随仙・坪内春同・吉川良賢・尾添春伯

(71)

上掲の〔表11〕と〔表14〕とを比較すると重複する医師が多い。つまり、松江藩の場合、「町医」は藩へ出入りできたのである。さらに、「列士録」をみると、町医から御医師となった者が確認できる。

〔表15〕 町医から取り立てられ御医師となった藩医

医師名	列 士 録 の 記 述
元祖 林 久嘉	元禄二己巳年(1689) 正月五日、町医ニ而綱近様江始而御目見被仰付。 元禄四辛未年(1691) 正月廿三日、万姫様御様体可相窺之旨被仰付。 同八乙亥年(1695) 三月七日、被召出之拾人扶持被下之。 宝永二乙酉年(1705) 十一月廿八日、御取立新知百五拾石被下之、御医師被仰付、翌年江戸江被招呼引越、月不知。

元祖 梅村瑞碩	養父養竹、元禄十二年己卯年（1699）十二月晦日、綱近様江為町医師被召出、十人扶持被下。 梅村瑞碩。享保五庚語年（1720）二月十六日、為町医師被召出、十人扶持被下。 享保十乙巳年（1725）正月廿三日、御取立御医師被仰付、御擬作唯今迄之通。
元祖 石井良益	宝永七庚寅年（1710）閏八月廿九日、於出雲為町医師被召出、十人扶持被下之。 享保九甲辰年（1724）十月廿九日、御仕立所御用被仰付。 享保十乙巳年（1725）十月十六日、御取立御医師被仰付。
元祖 平山玄庵	寛延三庚午年（1750）正月十一日、為町医被召出十人扶持被下。 宝暦七丁丑年（1757）七月廿八日、御取立御医師被仰付。五十三石被成下、御次御番被仰付。同九己卯年（1759）八月六日、御側医被仰付。

(72)

3代藩主綱近の元禄のころから「町医」は「町御扶持医」という職名でみられ、優れた町医が出現していたのである。松江藩はそのなかでも特に優秀なものへは扶持米を与え、その傘下に治めていたのである。町医として扶持米を支給されてから「御医師」、そして「御側医」までわずか9年間で出世した平山玄庵などは顕著な例である。そうなるも彼らはいずれも「現在医業ニ従事スルモノ」⁽⁷³⁾であり、医学修業は自由にでき、藩医一族との養子縁組も可能であった。彼らの多くは漢方医や鍼医であっただろうが、こうして「町御扶持医」や町医として藩医に準じられ、藩医になれたことは、彼らの医学修業への意欲を刺激すると同時に、医師の増加や医術向上にもつながったと推測される。したがって、町医の経済的な蓄積や知的水準の向上を待ってから医学修業が可能になったのではなく⁽⁷⁴⁾、松江藩では17世紀末の時点から並行していたのである。

元禄年中（1688～1704）年月日不知、如奉願町御扶持医梅村養竹養子被仰付。

同（正徳）五乙未年九月十六日、如奉願弟子町医佐伯寿三婿養子被仰付。

享保五年庚子年（1720）二月廿八日、依無嗣子町医一瀬義三養子被仰付。

元文三戊午年（1738）八月十一日、依無嗣子如奉願町医原田立庵婿養子被仰付。

同（元文）四未年（1739）十月廿六日。…依之如奉願町医小川道与梓養子致仰付。

同（寛保）三癸亥年（1743）二月十六日、依無嗣子郷方医師太田理水梓栄伯実甥如奉願再養子被仰付。

安永四乙未年（1775）十二月六日、依無嗣子如奉願町依藤井寿仙与申者養子被仰付。

(75)

こうして、松江藩では「町御扶持医」「郷方医師」「町医」は藩医に準ずる立場として認められており、緊急の場合には藩主のもとへ召していたのである。彼らは、おそらく、

町医－学問修業－御目見医師－学問修業－家中療治－（新番）医師－側医格－側医

という経緯で登用されたにちがいない、いずれも一芸に優れた医師たちであったと考えられる。

この登用は「藩医」と「町医師」とがはっきり区分されていた⁽⁷⁶⁾当時としては異例のことで、全国的にみても数少ない例であった⁽⁷⁷⁾。これは、より優れた医者を城下に集めようとした松江藩主の考えだろうが、別の側面から考えると、医術に優れた医者は、当時の封建社会においても立身出世が可能であったことになる。つまり、明治以降は学校という階梯を通じて出世が可能になっていくわけだが、江戸時代の、それも17世紀後半から医者身分ではそれができたのである。封建制度を強化すべく藩主自らがそれをくつがえすような登用を行っていたのである。これは、おそらく藩主の「死」への恐怖がそうさせたのであろう。

以上のように、松江藩における藩医登用の仕方は前期と後期では根本的に大きく異なっていた。松平家3代ころまでは藩主自らが召し抱えられた藩医が強い実権をもっていたが、次第にその藩医に弟子入りをして医術を学んだ医者や、町医のなかにも優れた医者が増えてきた。さらに、18世紀後半からは他国への医学修業が増え⁽⁷⁸⁾、その後は後編で述べるように「存済館」や「医学館」で学んだ医者が出てきたため、彼らのなかから優秀な医師を取り立てていくようになるのである。

以上、本稿では「1、藩主が転封と共に連れてきた藩医」として2人、「2、(1)藩主自らに抜擢された藩医」として24人、「2、(2)松江表への禄士後登用された藩医」として51人、その他「町医から取り立てられた藩医」として4人、合計81人の藩医を明らかにし、『日本教育史資料』の空白部分を幾分か埋めてきた。後編は、後日、残った「(3)医学教授のために登用された藩医」、「3、江戸藩邸での登用」((1)藩主自らに抜擢された藩医、(2)松江藩への禄士後登用された藩医)と、「4、『日本教育史資料』所収「旧松江藩医学校」の記述」について述べたいと考えている。

〈註〉

- (1) 石川松太郎、「『日本教育史資料』の研究Ⅱ」「序言」、日本教育史資料研究会、昭和57年
- (2) 神辺靖光、「『日本教育史資料』の研究Ⅲ」「序言」、日本教育史資料研究会、昭和58年
- (3) 『府県資料（内閣文庫所蔵）』マイクロフィルム266、兵庫教育大学附属図書館所蔵
- (4) 昭和62年7月兵庫教育大学大学院教育史ゼミにて口頭発表（神辺靖光教授指導）。
- (5) 日赤松江病院附属図書館所蔵の古医書58種のうち27種には「文政七年（1824）八月廿九日栗原一貫源茂樹」「文政八年（1825）六月五日献上栗原一貫源茂樹」が記されていた。栗原家の衰退については『多紀氏の事蹟』にも見られ、江戸までその噂が伝わっていたようである。
- (6) 『日本教育史資料二』P484
- (7) 『同五』P155
- (8) 『明治以降教育制度発達史第二巻』PP298～302、文部省内教育史編纂会、昭和13年
- (9) 『同第一巻』PP677～692
- (10) 前掲書「『日本教育史資料』の研究Ⅲ」「序言」
- (11) 名倉英三郎、「『日本教育史資料』の研究Ⅰ」「序言」、日本教育史資料研究会、昭和56年
和洋女子大学助教授関山邦宏先生よりご提供をいただいた。
- (12) 前掲書『日本教育史資料二』PP460～87、『同五』P155
- (13)(14) 「御用留」明治2年4月12日付、写原本、大社町誌編纂室所蔵
- (15) 前掲書『府県史料（島根県）』
- (16) 「旧松江藩県歴史附録原稿、修史係」写原本、島根県立図書館所蔵
- (17) 『雲藩職制』PP233～258、正井儀之丞、早川仲編、昭和54年
- (18)(19)(20) 「旧松江藩県歴史附録原稿、修史係」写原本、島根県立図書館所蔵
- (21) 「辛未十一月ヨリ日誌南学」10月28日付、島根県立図書館所蔵マイクロ桃家蔵文書
- (22) 「御用留」明治5年正月4日付、写原本、仁多郡横田町教育委員会所蔵
- (23) 上掲書 明治5年正月20日付
- (24)(25)(26) 「明治要領 庶務部 自明治四年至明治八年」写原本、島根県庁総務部所蔵
- (27) 『日本史小百科20医学』P42、服部敏良著、昭和60年
- (28) 『医学史と数学史の対話（中公新書1102）』P69、川喜田愛郎・佐々木力著、1992年
- (29) 『明治以降教育制度発達史第一巻』PP80～82、文部省内教育史編纂会、昭和13年
- (30) 前掲書「『日本教育史資料』の研究Ⅲ」「序言」
- (31) 『日本教育史資料二』では「明治五年」となっているが、これは「明治四年」のまちがいと判断した。その理由は桃文之助の記録には「明治四年」となっていること、また「明治五年」には「松江藩」は「島根県」と改称されていたからである。
- (32) 『東京帝国大学五十年史』PP140～142、東京帝国大学、昭和7年
前掲書『日本教育史資料二』PP472～3
- (33) 上掲書『日本教育史資料二』P484
- (34) 9代藩主斉貴の時の「御給帳」をみると、「儒者家業番免許」として桃文之助、園山朔助、河合観之助、「儒者」として海野敬蔵、「儒者家業」として宇佐美四郎の5人、それに対して医者は総勢52人であった。
- (35) 表3をもとに稿者が作成した。
- (36) 表4をもとに稿者が作成した。なお、「新番医師」という名称は10代定安の時の「御給帳」から見られるが、3代綱近の時のものにも「医師」のなかが分割されており、後段に新規登用医が記載されている。
- (37) 早い時期には分家して一家を立てる場合も、本家はすべてこれらの分類に属している。
- (38) 山崎佐、「江戸幕府時代における朝廷の医療制度」『日本医学史雑誌』第7巻第4号所収、昭和32年、

京都大学医学部附属図書館所蔵

- (39) 『徳川実紀第一篇』には「京の外科医奈須与三重恒が子二郎四郎重貞（P98）」の初見の記事や、「今大路道三親清江戸へ参る（P125）」の記事などが見られる。
- (40) 上掲書P396に「故小田原北条の医田村安栖長願」の記事がある。
- (41) 「出雲隠岐両国主堀尾家給帳但寛永十年癸酉改」写原本、桑原文庫所蔵
- (42) 「京極殿給帳」写原本、島根県立図書館所蔵、「雲隠両候京極家給帳」写原本、桑原文庫所蔵、「京極忠高給帳寛永年間」『新修島根県史料篇二』所収
- (43) 「元祖直政大坂陣御供之面々」写原本、島根県立図書館所蔵
- (44) 「列士録自知至遠」元祖岡本瑞庵の項、「列士録乃」乃木善大夫の項元祖高木三益
- (45) 「列士録」では松江に住みついたことははっきりしないが、「御給帳」に記載されていることからそう判断した。
- (46) 「列士録久」元祖熊谷玄三の項、「列士録断絶帳其之三」元祖高橋古庵の項、元祖荻部玄古の項、「列士録太」元祖田代更幽の項、「列士録波」元祖長谷川慶三・元祖久城宗立（原田久太郎）、「列士録与」元祖吉見玄益の項
- (47) 「列士録自保至辺」元祖堀江伯、3代目堀弘伯の項
- (48) 「列士録波」元祖久城宗立の項（原田久太郎）、「列士録久」元祖熊谷玄三・元祖栗原印庵の項、「列士録断絶帳其之三」元祖高橋古庵・荻部玄古・長谷川慶三の項、「列士録太」元祖高橋尚迪・田代元閑・田代更幽の項、「列士録与」元祖吉見玄益・吉見玄貞、「列士録阿」元祖秋庭瑞斎の項、「列士録奈」元祖中沢宗甫の項、「列士録断絶帳其之五」元祖三沢印斎の項、「列士録自保至」元祖堀江伯の項、「列士録自知至遠」元祖太田了仙・千酌寿貞の項、「列士録太」、「列士録新番組」元祖足高文碩の項、「列士録也」元祖山本逸記の項、「列士録自曾至称」元祖祖多昌益の項、「列士録也」元祖杉山元伯の項
太田了仙は「御内所勤仕」から「御取立」まで14年かかっているが、両方とも藩主綱近によるものなので、この分類に入れた。
- (49) 『雲陣夜話（京都大学医学部附属図書館富士川文庫所蔵）』の序に「按家譜永禄九年、毛利氏病千陣中遠求治……」とある。
- (50) 2代目溝口儀兵衛、林五郎、橋本伴太夫、2代目芦田松新、養祖父塚本右衛門、元祖赤木文左衛門、3代目前田弥五右衛門、元祖子松山心、4代目熊谷玄三、小泉弥一右衛門、2代目朝比奈猪兵衛、2代目芦田松新、2代目三谷兵左衛門、4代目荒木市右衛門、5代目園山新八、3代目諏訪部兔毛、元祖田代元閑、4代目秋庭養順、勝部徳五郎、元祖坂井七郎太、4代目布施又右衛門、3代目近藤太左衛門、5代目桜井祖兵衛、5代目重村与一兵衛、初代佐々木松庵、5代目岡本瑞庵、2代目荒井助市、元祖安田丈四郎、2代目羽川桐庵、4代目太田玄沖、6代目中沢秀民、3代目栗原春斎、3代目祖多昌益、5代目杉貞庵、6代目荻部道碩、藤井軍平、祖父藤井軍八、初代山内台右衛門、山田宋寿、元祖田代元閑、初代間宮彦之助、會祖父間宮清右衛門、藤井軍平、祖父藤井軍八、元祖青山宋悦、藤岡雄市、4代目秋庭養順、山田宋寿、元祖遠藤六左衛門、初代山内台右衛門、初代山田台右衛門、6代目仙石猪右衛門、初代間宮彦之助、藤岡雄市、會祖父間宮清右衛門、3代目梅村瑞碩、2代目荒井助市、2代目祖多昌益、元祖立原長佐、4代目林祐元、元祖青山宋悦、山田宋寿、布野伊助、4代目太田玄沖、5代目杉玄伯、7代目熊谷瑞菱、6代目田代文祥、6代目橋本格庵、4代目秋庭養順、6代目後藤加兵衛、5代目酒井与次右衛門、6代目鈴木祐平、元祖金津春逸、7代目望月兔毛、3代目佐々木松庵、4代目荒井助市、6代目桜井武大夫、元祖塩野園兵衛、3代目青山宋悦、4代目太田玄沖、小林左平太の各項
- (51) 『京都の医学史』PP772～6、「列士録阿」4代目秋庭養順の項、「同太」元祖田代元閑の項
- (52) 上掲書P774
- (53) 「列士録太」元祖田代元閑の項

- (68) 「列士録遠」4代目岡谷東伯の項。初代と2代目は鷹匠、3代目は勘定奉行として宝永5年(1708)まで「列士録」に記載されているが、その後は100年近く記載されていないので、東伯を初代に準ずる扱いをした。
- (69) 〔表11〕〔表12〕をもとに稿者が作成した。
- (70) 「列士録伊」元祖入江元範の項
- (71) 「第五代宣維公御代御給帳」、「第七代治郷公御代御給帳」、「御七代目治郷公奉称大圓庵様卜御代御給帳」、「従四位侍従御八世斉恒公御給帳 月潭院様」「松江藩給帳(文政七～十年)」、「御九代目斎貴公奉称瑞光翁様卜御代嘉永六癸丑年正月改之御給帳」「御給帳写 嘉永五壬子春二月御改分」、「御十代目源定安公奉称松江院 文久元酉年御給帳写」
- (72) 「列士録波」元祖林久喜の項、「列士録比」元祖平山玄庵の項、「列士録伊」元祖石井良益の項、「列士録武」元祖梅村瑞碩の項
仏教大学教授竹下喜久男先生から、山脇家2代目玄修の門人録には「貞享元年(1684) 出雲梅村養三」の名前があるとのこと教示をいただいた。松江藩医「梅村瑞碩」はその一族とも考えられる。
- (73) 前掲書『日本教育史資料二』P485
- (74) 「在村蘭学の具体像」P287、「岡崎地域の在村蘭学」P299、いずれも田崎哲郎著『地方知識人の形成』所収
- (75) 「列士録阿」2代目秋庭瑞斎の項、「列士録自知至遠」2代目太田玄沖、2代目千酌寿貞の項、「同断絶帳其之一」元祖井口寿軒、「同断絶帳其之二」元祖萩野検校の項、2代目大西忠庵の項、元祖海東杏庵の項
- (76) 大久保利謙「官学者・幕吏としての箕作阮甫—江戸期旧蘭学から幕末新洋楽へ」P52、『幕末維新の洋学(大久保利謙歴史著作集5)』所収、田崎哲郎「岡崎地域の在村蘭学」P298、前掲書『地方知識人の形成』所収、1990年
- (77) 竹下喜久男先生から、熊本藩再春館の例などをご教示いただいた。
- (78) 拙稿「近代学校成立過程における医者役割について—神門郡松枝村増原家を事例として—」島根大学附属中学校研究紀要第34号、平成4年4月

付記：本稿執筆に際し、島根県立図書館、日赤松江病院附属図書館、島根大学附属図書館、出雲市立図書館では資料収集で、兵庫教育大学大学院教育史ゼミの諸君には草稿段階でたいへんお世話になりました。また、本校旧職員の松村富士子氏には松村家等の家系について、仏教大学教授竹下喜久男先生には医学塾の門人帳の所在等について、さらに、兵庫教育大学教授神辺靖光先生には多くの文献・資料の提供・紹介ならびに幅広い視点からのご教示をいただきました。

末筆ながら、皆様に深く感謝いたします。